

第164期 定時株主総会 招集ご通知

日 時

2020年6月25日（木曜日）午前10時

場 所

札幌市中央区北1条西6丁目3番1号

ホテル札幌ガーデンパレス2階「鳳凰」

- 本株主総会につきましては、新型コロナウイルス感染防止の観点から、例年よりも規模を縮小・予定時間を短縮したうえでの開催とさせていただきます。
- 株主の皆さまにおかれましても、健康と安全面を最優先にお考えいただき、本株主総会へのご出席を見合わせていただくことをご検討願います。
- 詳細につきましては、3頁の「新型コロナウイルス感染防止への対応について」をご覧ください。

株主総会にご出席の株主さまにお配りしておりましたお土産は、今回取りやめさせていただきます。
何卒、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

目 次

第164期定時株主総会招集ご通知	2
新型コロナウイルス感染防止への対応について	3
議決権の行使等についてのご案内	4
インターネットによる議決権行使のご案内	5

（株主総会参考書類）

第1号議案 剰余金の配当の件	6
第2号議案 取締役12名選任の件	7
第3号議案 監査役2名選任の件	19

（添付書類）

第164期事業報告	23
計算書類	53
連結計算書類	55
監査報告書	57

株主総会会場のご案内

株主の皆さまへ

株主の皆さまにおかれましては、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

北洋銀行グループは、本年度からの新たな中期経営計画をスタートするにあたり、大変厳しさを増している経営環境下において、職員一人ひとりが果たすべき役割とそれを通じて北海道の未来に貢献するという使命を明確にするため、新たにグループとして統一した経営理念「お客さま本位を徹底し、多様な課題の解決に取り組み、北海道の明日(あす)をきりひらく」を策定いたしました。

また、その実現のために4つの具体的な行動規範を定めております。

この新たな経営理念では、私たち北洋銀行グループは、株主の皆さまをはじめ、お客さまの信用・信頼の下にあることをしっかり意識し、お客さま・地域の多様化するニーズや課題に、最善の提案をもってお応えしていくこと、そして、こうした一つひとつの取り組みを通じて、北海道の持続可能な未来のために、自ら困難に立ち向かっていくという強い意志を表しております。

この経営理念の下、お客さま本位の営業をより追求し、企業価値の向上につなげてまいりますので、株主の皆さまにおかれましては、より一層のご理解とご支援を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

2020年6月



取締役頭取 安田 光春

経営理念

お客さま本位を徹底し、
多様な課題の解決に取り組み、
北海道の明日^{あす}をきりひらく

行動規範

- ① コンプライアンス・社会的責任を常に意識し、誠実に向き合う
- ② お客さまからの「ありがとう」を追求する
- ③ 職員一人ひとりを尊重し、チームワークを最大化する
- ④ 変化を恐れず、自ら考え挑戦する

証券コード 8524
2020年6月2日

株 主 各 位

札幌市中央区大通西三丁目7番地
株 式 会 社 北 洋 銀 行
取締役頭取 安 田 光 春

第164期定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当行第164期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

なお、当日ご出席されない場合は、書面または電磁的方法により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討のうえ、議決権を行使くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

○ 本株主総会へのご出席・議決権行使等につきましては、3頁の「新型コロナウイルス感染防止への対応について」、4頁の「議決権の行使等についてのご案内」、および5頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご参照ください。

記

- | | |
|---------|---|
| 1. 日 時 | 2020年6月25日（木曜日） 午前10時 |
| 2. 場 所 | 札幌市中央区北1条西6丁目3番1号
ホテル札幌ガーデンパレス 2階 「鳳凰」 |
| 3. 目的事項 | |
| 報告事項 | 1. 第164期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告の内容および計算書類の内容報告の件
2. 第164期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 |
| 決議事項 | 第1号議案 剰余金の配当の件
第2号議案 取締役12名選任の件
第3号議案 監査役2名選任の件 |

以 上

新型コロナウイルス感染防止への対応について

本株主総会につきましては、新型コロナウイルス感染防止の観点から、例年よりも規模を縮小・予定時間を短縮し、株主さまの安全に最大限配慮したうえで開催いたしたく、以下のとおりご案内させていただきます。株主の皆さまにおかれましては、何卒、ご理解・ご協力のほど、お願い申し上げます。

1. 本株主総会へのご出席につきましては、株主さまの健康と安全面を最優先にお考えいただき、**ご来場を見合わせていただくことをご検討ください**。ご高齢の方や基礎疾患のある方、妊娠中の方におかれましては、特に慎重なご判断をお願いいたします。
2. 本株主総会にご出席されない株主さまにおかれましては、**書面またはインターネットにて、事前に議決権を行使していただきますようお願いいたします**。
3. 本株主総会にご出席される株主さまにおかれましては、以下の対応につきまして、あらかじめご了承くださいますようお願いいたします。
 - ①入場前に体温測定をさせていただきます。**発熱症状など体調不良が見受けられる方には、ご入場をお断りさせていただく場合がございます**。
 - ②例年よりも会場内の座席間隔を広げるため、**ご入場を制限させていただく場合がございます**（お席のご用意は100席とする予定です）。
 - ③当行の役員および運営スタッフは、マスクを着用させていただきます。ご来場される株主さまにおかれましても、マスクの着用および会場に入場される際の手指の消毒にご協力をお願いいたします。
- ◆ **例年ご出席の株主さまにお配りしておりましたお土産につきましては、安全上の理由（接触感染リスクの低減）により、取りやめさせていただきます。何卒、ご理解賜りますようお願い申し上げます。**
4. 今後の状況により、本株主総会の運営において大きな変更が生じる場合には、インターネット上の当行ウェブサイト (<https://www.hokuyobank.co.jp/>) にてお知らせいたします。

議決権の行使等についてのご案内

議決権の行使には以下の3つの方法がございます。3頁に記載のとおり、本株主総会においては、書面またはインターネットによる議決権の行使をご検討くださいますようお願い申し上げます。

株主総会にご出席される場合



開催日時 2020年6月25日(木曜日) 午前10時(受付開始:午前9時)

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提示ください。本株主総会では、議決権行使書用紙をもって入場票に替えさせていただきます。

代理人によるご出席の場合は、議決権行使書用紙と委任状を会場受付にご提出ください。なお、代理人は本総会において議決権を有する他の株主さま1名に限らせていただきます。

当日は、軽装(クールビズ)にて対応させていただきますので、ご了承くださいませようお願いいたします。

書面(郵送)で議決権を行使される場合



行使期限 2020年6月24日(水曜日) 午後5時到着分まで

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。郵送の際は同封の記載面保護シールをご利用ください。

インターネット(電磁的方法)で議決権を行使される場合



行使期限 2020年6月24日(水曜日) 午後5時まで

インターネットで所定の議決権行使ウェブサイトへアクセスしていただき、議案に対する賛否をご入力ください。詳細につきましては、本招集ご通知の5頁をご参照ください。

◎書面とインターネットで重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとさせていただきます。また、インターネットで複数回議決権を行使された場合は、最後の議決権行使を有効なものとさせていただきます。

◎議決権の不統一行使を行う場合は、株主総会の日の3日前までに、書面をもってその旨および理由をご通知ください。

◎次の事項につきましては、法令および当行定款第16条の規定に基づきインターネット上の当行ウェブサイト(<https://www.hokuyobank.co.jp/>)に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載していません。

- ① 事業報告の「業務の適正を確保する体制」 ② 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」
- ③ 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」

なお、監査役は、本招集ご通知の添付書類に記載した事業報告、計算書類および連結計算書類のほか、上記①から③までの書類についても監査しております。また、会計監査人は、本招集ご通知の添付書類に記載した計算書類および連結計算書類のほか、上記②および③の書類についても監査しております。

◎事業報告、計算書類、連結計算書類ならびに株主総会参考書類の記載事項について修正が生じた場合は、インターネット上の当行ウェブサイト(<https://www.hokuyobank.co.jp/>)に修正後の内容を掲載いたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

1. インターネットによる議決権行使について

- (1) 書面による議決権行使に代えて、当行指定の「議決権行使ウェブサイト」（下記URL）にて議決権を行使可能です。ご希望の方は、同封の議決権行使書用紙右片に記載の議決権行使コードおよびパスワードにてログインしていただき、画面の案内にしたがって入力してください。なお、セキュリティ確保のため、初回ログインの際にパスワードを変更していただく必要があります。

<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- (2) 行使期限は2020年6月24日（水曜日）午後5時00分であり、同時刻までに議決権の行使を完了していただく必要があります。
- (3) パスワード（株主さまが変更されたものを含みます。）は今回の総会のみ有効です。次回の株主総会時は新たに発行いたします。
- (4) インターネット接続にかかる費用は株主さまのご負担となります。

（ご注意）

- ・パスワードは一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。ロックされた場合、画面の案内にしたがってお手続きください。
- ・当行からパスワードをお尋ねすることはございません。
- ・議決権行使ウェブサイトは一般的なインターネット接続機器にて動作確認を行っておりますが、ご利用の機器によってはご利用いただけない場合があります。また、携帯電話を用いたインターネットではご利用いただけませんのでご了承ください。

2. お問い合わせ先について

ご不明な点は、株主名簿管理人である **みずほ信託銀行 証券代行部**（以下）までお問い合わせください。

- (1) 議決権行使ウェブサイトの操作方法等に関する専用お問い合わせ先

フリーダイヤル **0120-768-524**（平日 9：00～21：00）

- (2) 上記以外の株式事務に関するお問い合わせ先

フリーダイヤル **0120-288-324**（平日 9：00～17：00）

以上

（ご参考）

機関投資家の皆さまにつきましては、上記のインターネットによる議決権行使以外に、株式会社「ICJ」が運営する「議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただくことが可能です。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の配当の件

当行は、銀行業の公共性に鑑み、経営の健全性確保の観点から、自己資本比率の動向・業績の動向・経営環境の変化などに留意しつつ、安定的な配当を含めた業績連動配当制度や自己株式の取得などにより、株主の皆さまへ総合的な利益還元を行うことを基本方針としております。

2020年3月期につきましては、この方針の下、期末の剰余金の配当を次のとおりとさせていただきます。

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額
普通株式 1株につき金 5.0円 総額 1,947,994,900円
- (3) 剰余金の配当が効力を生ずる日
普通株式 2020年6月26日

この結果、中間配当金（普通株式1株につき5.0円）を加えました当期の年間配当金は普通株式1株につき10.0円となり、2019年5月14日に公表した配当予想どおりとなります。

＜ご参考＞ 当行の総合的な株主還元施策

【普通配当金】

安定的な配当実施の観点から、1株当たり年10円とする予定といたします。

【業績連動配当金】

業績に連動する部分として、通期の親会社株主に帰属する当期純利益が150億円を上回る場合に、その超過額の30%を目処にお支払いする予定といたします。

【自己株式の取得】

年間の配当額と自己株式の取得額の総額が、親会社株主に帰属する当期純利益の40%を目処とした額となるよう、定時株主総会に付議する期末配当額を取締役会で決議した後に、自己株式を取得する予定といたします。なお、年間の配当額が親会社株主に帰属する当期純利益の40%を上回る場合には、自己株式の取得は行わない予定といたします。

第2号議案 取締役12名選任の件

取締役全員（11名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。また、米谷好晴氏は2020年3月31日付で辞任により取締役を退任しておりますので、取締役12名の選任をお願いしたいと存じます。なお、経営の透明性・公正性を一層向上させるため、社外取締役を1名増員するものであります。

本議案につきましては、独立社外役員が過半数を占める指名・報酬等経営諮問委員会の協議を経て、取締役会において決定しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏 名	当行における地位	担 当	候補者属性		
1	いし い じゅん じ 石 井 純 二	取締役会長	グループ会社統括、秘書室担当	再 任		
2	しば た りゅう 柴 田 龍	取締役副会長	市場営業部 担当	再 任		
3	やす だ みつ はる 安 田 光 春	取締役頭取 (代表取締役)	人事部、営業店サポート部 担当	再 任		
4	たけ うち いわお 竹 内 巖	取締役副頭取 (代表取締役)	<法人事業本部長>法人推進部、ソリューション部、公務金融部、国際部 担当 融資部 担当	再 任		
5	なが の みのも 長 野 実	取締役副頭取 (代表取締役)	<リテール事業本部長>リテール推進部、ローン統括部、デジタル・マーケティング部、アドバイザリー部 担当	再 任		
6	しん どう さとし 進 藤 智	常務取締役	<管理本部長>法務コンプライアンス部、リスク管理部、事務企画部、システム部 担当	再 任		
7	ひ あたり たか ふみ 日 當 隆 文	常務取締役	本店営業部本店長委嘱	再 任		
8	わか くり のぶ お 若 栗 伸 夫	取締役	<法人事業本部副本部長>地域産業支援部 担当 経営企画部 担当	再 任		
9	うばがい り え こ 祖母井 里重子	社外取締役	—	再 任	社 外	独 立
10	しま もと かず おき 島 本 和 明	社外取締役	—	再 任	社 外	独 立
11	にし た なお き 西 田 直 樹	—	—	新 任	社 外	独 立
12	たに ぐち まさ こ 谷 口 雅 子	—	—	新 任	社 外	独 立

候補者番号

1

い し い

石井

じゅん じ

純二

(1951年5月25日生)

再任



所有する当行の株式数

145,400株

取締役会への出席状況

13回／13回 (100%)

取締役在任年数

16年

略歴、当行における地位

1975年4月 株式会社北海道拓殖銀行入行
1998年11月 当行業務推進部管理役
1999年4月 同 経営管理部企画第二課長
2003年5月 同 法人推進部長
2004年4月 同 大通支店長
2004年6月 株式会社札幌北洋ホールディングス（現 当行）取締役
2004年6月 当行取締役大通支店長
2005年4月 同 取締役業務企画部長
2006年4月 同 常務取締役業務企画部長
2006年6月 同 常務取締役
2009年6月 同 常務取締役営業推進統括本部長
2010年6月 株式会社札幌北洋ホールディングス取締役副社長
2010年6月 当行取締役副頭取
2012年4月 株式会社札幌北洋ホールディングス取締役社長
2012年4月 当行取締役頭取
2015年6月 北海道旅客鉄道株式会社社外監査役（現任）
2018年4月 当行取締役会長（現任）

重要な兼職の状況

北海道旅客鉄道株式会社 社外監査役

取締役候補者とした理由

業務企画部長、リスク管理部門・システム部担当常務、営業推進統括本部長などを歴任し、銀行業務に関する高い知見と豊富な経験を有しております。2012年4月から頭取を、2018年4月から会長を務め、その職務・職責を適切に果たしており、引続き当行の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上への貢献が期待できると判断し、取締役候補者としました。

候補者番号 2	しば た りゅう 柴田 龍 (1957年1月25日生) 再任
 所有する当行の株式数 138,400株 取締役会への出席状況 12回／13回 (92%) 取締役在任年数 16年	略歴、当行における地位 1981年4月 株式会社北洋相互銀行（現 当行）入行 1998年11月 同 融資第一部管理役 2000年6月 同 融資第一部審査課長 2002年7月 同 リスク管理室長 2004年4月 同 経営管理部長 2004年6月 株式会社札幌北洋ホールディングス（現 当行）取締役 2004年6月 当行取締役経営管理部長 2006年4月 同 常務取締役経営管理部長 2009年6月 同 常務取締役 2010年4月 中道リース株式会社社外監査役（現任） 2010年6月 株式会社札幌北洋ホールディングス取締役副社長 2010年6月 当行取締役副頭取 2018年4月 同 取締役副会長（現任） 重要な兼職の状況 中道リース株式会社 社外監査役 取締役候補者とした理由 リスク管理室長、経営管理部長、システム部担当常務などを歴任し、銀行業務に関する高い知見と豊富な経験を有しております。2010年6月から副頭取を、2018年4月から副会長を務め、その職務・職責を適切に果たしており、引続き当行の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上への貢献が期待できると判断し、取締役候補者としてしました。

候補者番号 3	やすだ みつはる 安田 光春 (1959年10月5日生) 再任
 所有する当行の株式数 53,800株 取締役会への出席状況 13/13回 (100%) 取締役在任年数 6年	略歴、当行における地位 1983年 4 月 株式会社北洋相互銀行（現 当行）入行 2004年 4 月 同 経営管理部企画課長 2005年 4 月 同 宮の沢支店長 2007年 8 月 同 人事部調査役（石屋製菓(株)出向） 2009年 4 月 同 融資第一部副部長 2011年 6 月 同 融資第一部担当部長兼与信企画室長 2013年 6 月 同 執行役員融資第一部長 2014年 6 月 同 取締役経営企画部長 2016年 6 月 同 常務取締役 2018年 4 月 同 取締役頭取（現任） 取締役候補者とした理由 宮の沢支店長、融資第一部長、経営企画部長などを歴任し、銀行業務に関する高い知見と豊富な経験を有しております。2016年6月から常務取締役として法人推進本部長、営業戦略部、フィナンシャル部門の担当役員を務めたのち、2018年4月から頭取を務め、その職務・職責を適切に果たしており、引続き当行の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上への貢献が期待できると判断し、取締役候補者としました。

候補者番号

4

た けう ち

竹内

いわお

巖

(1958年4月5日生)

再任



所有する当行の株式数

29,500株

取締役会への出席状況

13回／13回 (100%)

取締役在任年数

4年

略歴、当行における地位

1981年4月 株式会社北洋相互銀行（現 当行）入行
2000年7月 同 伊達支店長
2002年9月 同 営業推進部営業推進役
2002年10月 同 経営管理部管理役
2002年12月 同 融資第一部審査役
2004年6月 同 千歳中央支店長兼千歳空港出張所長
2007年5月 同 本店営業部渉外部長
2008年11月 同 本店営業部法人部長
2010年6月 同 札幌駅南口支店長
2012年6月 同 執行役員釧路中央支店長
2013年11月 同 執行役員融資第一部審議役
2014年6月 同 常務執行役員
2016年6月 同 常務取締役
2019年6月 同 取締役副頭取（現任）

取締役候補者とした理由

札幌駅南口支店長、釧路中央支店長、融資第一部審議役などを歴任し、銀行業務に関する高い知見と豊富な経験を有しております。2016年6月から常務取締役、2019年6月から副頭取として、法人事業本部長を務めるなど、その職務・職責を適切に果たしており、引続き当行の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上への貢献が期待できると判断し、取締役候補者となりました。

候補者番号

5

ながの　みのる

長野

実

(1959年11月16日生)

再任



所有する当行の株式数

44,700株

取締役会への出席状況

13回／13回（100%）

取締役在任年数

6年

略歴、当行における地位

1982年 4 月 株式会社北海道拓殖銀行入行
1998年11月 当行入行
2005年 6 月 同 経営管理部企画課長
2009年 4 月 同 経営管理部副部長兼企画第一課長
2009年 6 月 同 経営管理部長
2011年 1 月 同 経営管理部長兼企画第二課長
2011年 6 月 同 執行役員営業推進統括部長
2012年 6 月 同 執行役員旭川中央支店長
2014年 6 月 同 取締役旭川中央支店長
2015年 4 月 同 取締役本店営業部本店長
2016年 6 月 同 常務取締役本店営業部本店長
2017年 6 月 同 常務取締役
2019年 6 月 同 取締役副頭取（現任）

取締役候補者とした理由

営業推進統括部長、旭川中央支店長、本店営業部本店長などを歴任し、銀行業務に関する高い知見と豊富な経験を有しております。2016年6月から常務取締役、2019年6月から副頭取として、リテール事業本部長を務めるなど、その職務・職責を適切に果たしており、引き続き当行の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上への貢献が期待できると判断し、取締役候補者としました。

候補者番号

6

し ん ど う
進藤

さ と し
智

(1963年10月27日生)

再任



所有する当行の株式数

14,000株

取締役会への出席状況

13回／13回 (100%)

取締役在任年数

2年

略歴、当行における地位

1987年 4 月 株式会社北海道拓殖銀行入行
1998年11月 当行入行
2009年 4 月 同 資金証券部運用課長
2012年10月 同 経営企画部経営管理課長
2014年 4 月 同 経営企画部経営企画課長
2014年 6 月 同 経営企画部副部長兼経営企画課長
2015年10月 同 経営企画部担当部長兼経営企画課長
2016年 6 月 同 経営企画部長
2017年 4 月 同 執行役員経営企画部長
2018年 6 月 同 取締役経営企画部長
2019年 4 月 同 取締役
2019年 6 月 同 常務取締役 (現任)

取締役候補者とした理由

資金証券部運用課長、経営企画部長などを歴任し、銀行業務に関する高い知見と豊富な経験を有しております。2018年6月から取締役、2019年6月から常務取締役として、管理本部長を務めるなど、その職務・職責を適切に果たしており、引続き当行の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上への貢献が期待できると判断し、取締役候補者としました。

候補者番号

7

ひ あたり

日當

た かふ み

隆文

(1963年6月9日生)

再任



所有する当行の株式数

8,700株

取締役会への出席状況

10/10回 (100%)

取締役在任年数

1年

略歴、当行における地位

1987年4月 株式会社北海道拓殖銀行入行
 1998年11月 当行入行
 2009年4月 同 星置支店長
 2010年10月 同 星置支店長兼新星置支店長
 2011年6月 同 融資第一部審査役
 2012年11月 同 法人部法人推進第一課長
 2013年6月 同 法人部法人企画課長
 2014年6月 同 法人部副部長兼法人企画課長
 2015年4月 同 公務金融部副部長
 2015年10月 同 チャネル開発部担当部長
 2016年1月 同 チャネル開発部長
 2017年4月 同 執行役員本店営業部副本店長
 2019年6月 同 常務取締役本店営業部本店長 (現任)

取締役候補者とした理由

公務金融部副部長、チャネル開発部長、本店営業部副本店長などを歴任し、銀行業務に関する高い知見と豊富な経験を有しております。2019年6月から常務取締役として本店営業部本店長を務め、その職務・職責を適切に果たしており、引続き当行の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上への貢献が期待できると判断し、取締役候補者となりました。

候補者番号

8

わ か く り

若栗

の ぶ お

仲夫

(1961年11月3日生)

再任



所有する当行の株式数

12,300株

取締役会への出席状況

10/10回 (100%)

取締役在任年数

1年

略歴、当行における地位

1985年4月 株式会社北海道拓殖銀行入行
1998年11月 当行入行
2007年5月 同 福住支店長
2008年11月 同 万代町支店長
2010年5月 同 営業推進統括部営業推進統括課長
2012年10月 同 経営企画部副部長
2014年6月 同 融資企画部長
2016年4月 同 執行役員本店営業部副本店長
2017年4月 同 常務執行役員東京支店長
2019年4月 同 常務執行役員営業戦略部審議役
2019年6月 同 取締役（現任）

取締役候補者とした理由

融資企画部長、本店営業部副本店長、東京支店長などを歴任し、銀行業務に関する高い知見と豊富な経験を有しております。2019年6月から取締役として法人事業本部副本部長を務めるなど、その職務・職責を適切に果たしており、引続き当行の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上への貢献が期待できると判断し、取締役候補者となりました。

候補者番号

9

う ば が い
祖母井り え こ
里重子

(1960年4月20日生)

再任

社外

独立



所有する当行の株式数

1,700株

取締役会への出席状況

13/13回 (100%)

取締役在任年数

5年

略歴、当行における地位

1996年4月 弁護士登録・祖母井法律事務所開設
1999年11月 北石狩公平委員会委員（現任）
2002年4月 北海道住宅供給公社非常勤理事
2003年11月 廣岡・祖母井法律事務所（現 祖母井・中辻法律事務所）開設（現任）
2004年4月 北海道教育大学経営協議会委員
2004年10月 北海道住宅供給公社監事
2007年7月 北海道公安委員会委員
2015年6月 当行社外取締役（現任）
2016年6月 札幌市人事委員会委員（現任）

取締役候補者とした理由

弁護士として第一線で活躍しており、また、北海道教育大学経営協議会委員や北海道公安委員会委員など、諸団体の要職を歴任しております。その豊富な経験と法務に関する専門的知見を活かし、当行の取締役会等において経営陣から独立した立場で、引続き経営の健全性確保に向けた建設的な議論や経営の監督への貢献が期待できると判断し、社外取締役候補者となりました。

候補者番号

10

し ま も と
島本か ず あ き
和明

(1946年10月7日生)

再任

社外

独立



所有する当行の株式数

一 株

取締役会への出席状況

13/13回 (100%)

取締役在任年数

4年

略歴、当行における地位

1978年4月 医学博士号取得
1996年9月 札幌医科大学医学部内科学第二講座教授
2000年4月 札幌医科大学附属病院副病院長
2004年3月 同 病院長
2010年4月 札幌医科大学理事長・学長
2016年4月 学校法人日本医療大学総長（現任）
2016年6月 当行社外取締役（現任）

重要な兼職の状況

学校法人日本医療大学 総長

取締役候補者とした理由

札幌医科大学附属病院病院長や札幌医科大学理事長・学長などの要職を歴任し、2016年4月から学校法人日本医療大学総長を務めております。地域の成長産業のひとつである医療分野における経営者としての豊富な経験と専門的知見を活かし、当行の取締役会等において経営陣から独立した立場で、引続き当行および地域の持続的成長に向けた建設的な議論や経営の監督への貢献が期待できると判断し、社外取締役候補者となりました。

候補者番号

11

にした
西田なおき
直樹

(1959年4月21日生)

新任

社外

独立



所有する当行の株式数

－ 株

略歴、当行における地位

1982年4月 大蔵省東海財務局入局
 2001年7月 金融庁監督局総務課協同組織金融調整官
 2003年7月 同 監督局総務課監督企画官
 2006年7月 同 監督局総務課信用機構対応室長
 2008年7月 同 監督局銀行第二課長
 2012年7月 同 監督局総務課長
 2014年7月 同 総務企画局審議官
 2018年7月 財務省北陸財務局長（2019年7月退任）

取締役候補者とした理由

金融庁において協同組織金融調整官や銀行第二課長、総務企画局審議官などの要職を歴任し、地域密着型金融の取組みや地域金融機関の経営戦略に精通しております。金融行政における豊富な経験と専門的知見を活かし、当行の取締役会等において経営陣から独立した立場で、当行および地域の持続的成長に向けた建設的な議論や経営の監督への貢献が期待できると判断し、社外取締役候補者としてしました。

候補者番号

12

たにぐち
谷口まさこ
雅子

(1960年12月11日生)

新任

社外

独立



所有する当行の株式数

－ 株

略歴、当行における地位

1990年10月 中央新光監査法人入所
 1994年3月 公認会計士登録
 2007年8月 新日本有限責任監査法人入所
 2010年7月 札幌国税不服審判所国税審判官
 2013年7月 谷口雅子公認会計士事務所開設（現任）
 2013年8月 税理士登録
 2013年12月 監査法人銀河入所
 2016年4月 北見工業大学 監事（現任）
 2016年4月 札幌市立大学 監事（現任）
 2017年8月 監査法人銀河 代表社員（現任）

重要な兼職の状況

監査法人銀河 代表社員

取締役候補者とした理由

公認会計士・税理士として監査法人の代表社員を務めるほか、北見工業大学監事や札幌市立大学監事など諸団体の要職を歴任しております。それらの豊富な経験と財務・企業会計に関する専門的知見を活かし、当行の取締役会等において経営陣から独立した立場で、経営の健全性確保に向けた建設的な議論や経営の監督への貢献が期待できると判断し、社外取締役候補者としてしました。

- (注) 1. 各候補者と当行との間には、現在、特別の利害関係はありません。
2. 祖母井 里重子氏および島本和明氏と当行との間で、会社法第427条第1項の規定による責任限定契約を締結しており、両氏の再任が承認された場合、当行は両氏との間の当該契約を継続する予定であります。また、西田直樹氏および谷口雅子氏の選任が承認された場合には、当行は両氏の間で会社法第427条第1項の規定による責任限定契約を締結する予定であります。
- 責任限定契約の概要は以下のとおりであります。
- ・ 社外取締役として任務を怠ったことにより当行に損害を与えた場合において、その職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がない場合には、次の限度額を限度としてその責任を負う。
 - ・ 当該賠償責任限度額は、「2,000万円または法令の定める額（会社法第425条第1項に定める最低責任限度額）のうちいずれか高い額」とする。
3. 社外取締役候補者に関する会社法施行規則第74条第4項に定める事項
- ① 祖母井 里重子氏、島本和明氏、西田直樹氏ならびに谷口雅子氏は、社外取締役候補者であります。
 - ② 祖母井 里重子氏、島本和明氏、西田直樹氏ならびに谷口雅子氏は、過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、「取締役候補者とした理由」に記載のとおり、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。
 - ③ 祖母井 里重子氏および島本和明氏は、証券取引所の独立性基準に関して当行が定める具体的判断基準（後掲、以下「独立性判断基準」といいます。）に照らし、業務執行を行う経営陣からの独立性を有していることから、両氏を東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2および札幌証券取引所の企業行動規範に関する規則第5条の2に定める独立役員として指定しておりますが、両氏の再任が承認された場合、指定を継続する予定であります。
- また、西田直樹氏および谷口雅子氏も、独立性判断基準に照らし、業務執行を行う経営陣からの独立性を有していることから、両氏の選任が承認された場合には、両氏を東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2および札幌証券取引所の企業行動規範に関する規則第5条の2に定める独立役員として指定する予定であります。
- なお、当行は島本和明氏が総長を務める学校法人日本医療大学および谷口雅子氏が代表社員を務める監査法人銀河と通常の営業取引がありますが、当行の独立性判断基準に定める「主要な取引先」（直近事業年度における当行の連結業務粗利益または取引先の連結総売上高の2%以上を占める取引がある先等）等に該当するものではなく、両氏の独立性に影響を及ぼす関係ではありません。
- ④ 祖母井 里重子氏の社外取締役としての在任期間は、本総会の終結の時をもって5年となります。また、島本和明氏の社外取締役としての在任期間は、本総会の終結の時をもって4年となります。

第3号議案 監査役2名選任の件

本總會終結の時をもって監査役野島誠氏および本間公祐氏は任期満了となりますので、監査役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

本議案につきましては、独立社外役員が過半数を占める指名・報酬等経営諮問委員会の協議を経て、監査役会の同意を得たうえで、取締役会において決定しております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号		わだ	たてお	(1950年1月6日生)	新任	社外	独立				
1		和田	健夫								
		略歴、当行における地位 1981年10月 小樽商科大学商学部助教授 1991年10月 同 商学部教授 2000年7月 同 学生部長 2001年4月 同 副学長 2004年4月 同 理事（副学長）兼商学部長 2008年4月 同 理事（副学長）兼大学院商学研究科長 2014年4月 同 学長（2020年3月退官）									
所有する当行の株式数 一株		監査役候補者とした理由 小樽商科大学において長年経済法を専門とする教授を務め、総務・財務担当副学長などの要職を歴任したのち、2020年3月まで同大学の学長を務めました。学識経験者としての専門的知見と財務および大学経営に携わった経験を活かし、客観的・中立的な監査の遂行により、経営の健全性確保への貢献が期待できると判断し、社外監査役候補者となりました。									

候補者番号 2		い し い よ し は る 石井 吉春 (1954年 1 月17日生)		新任	社外	独立
 所有する当行の株式数 一株	略歴、当行における地位 1976年 4 月 北海道東北開発公庫入庫 1999年10月 株式会社日本政策投資銀行総務部次長 2000年 6 月 同 地域政策研究センター副所長兼総務部参事役 2002年 4 月 同 総務部審議役兼政策金融評価室長 2003年 6 月 同 四国支店長 2005年 4 月 北海道大学公共政策大学院教授 2015年 4 月 同 公共政策大学院院長 2016年 6 月 株式会社苫東取締役会長 2017年 4 月 北海道大学公共政策大学院特任教授 2019年 4 月 同 公共政策大学院客員教授（現任） 2019年 6 月 株式会社苫東代表取締役会長（現任） 2019年 8 月 北海道公安委員（現任）					
	重要な兼職の状況 株式会社苫東 代表取締役会長 監査役候補者とした理由 株式会社日本政策投資銀行において地域政策研究センター副所長や四国支店長などの要職を歴任したのち、北海道大学公共政策大学院教授、同大学院院長を務め、現在株式会社苫東の代表取締役会長を務めております。金融機関や事業会社経営の豊富な経験と地域・公共政策等に関する専門的知見を活かし、客観的・中立的な監査の遂行により、経営の健全性確保への貢献が期待できると判断し、社外監査役候補者となりました。					

- (注) 1. 各候補者と当行との間には、現在、特別の利害関係はありません。
2. 和田健夫氏および石井吉春氏の選任が承認された場合には、当行は両氏との間で会社法第427条第1項の規定による責任限定契約を締結する予定であります。
- 責任限定契約の概要は以下のとおりであります。
- ・ 社外監査役として任務を怠ったことにより当行に損害を与えた場合において、その職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がない場合には、次の限度額を限度としてその責任を負う。
 - ・ 当該賠償責任限度額は、「1,000万円または法令の定める額（会社法第425条第1項に定める最低責任限度額）のうちいずれか高い額」とする。
3. 社外監査役候補者に関する会社法施行規則第76条第4項に定める事項
- ① 和田健夫氏および石井吉春氏は、社外監査役候補者であります。
 - ② 和田健夫氏は、過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、「監査役候補者とした理由」に記載のとおり、社外監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。
 - ③ 和田健夫氏および石井吉春氏は、後掲の独立性判断基準に照らし、業務執行を行う経営陣からの独立性を有していることから、両氏の選任が承認された場合には、東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2および札幌証券取引所の企業行動規範に関する規則第5条の2に定める独立役員として指定する予定であります。
- なお、当行は石井吉春氏が代表取締役会長を務める株式会社苫東と通常の営業取引がありますが、当行の独立性判断基準に定める「主要な取引先」（直近事業年度における当行の連結業務粗利益または取引先の連結総売上高の2%以上を占める取引がある先等）等に該当するものではなく、同氏の独立性に影響を及ぼす関係ではありません。

以 上

＜ご参考＞ 独立性判断基準

当行では、社外取締役または社外監査役（以下、併せて社外役員という。）が現在または過去1年以内において以下の要件のいずれにも該当しない場合に、当該社外役員は独立性を有すると判断する。

1. 当行を主要な取引先（※1）とする者、またはその業務執行者（業務執行取締役、執行役その他の法人等の業務を執行する役員、または使用人をいう。以下同じ）
2. 当行の主要な取引先（※1）、またはその業務執行者
3. 当行から役員報酬以外に、多額（※2）の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。）
4. 当行の主要株主（※3）、またはその業務執行者
5. 当行が多額（※2）の寄付を行っている先、またはその業務執行者
6. 次に掲げるいずれかの者（重要（※4）な者に限る。）の近親者（※5）
 - (1) 上記 1 ～ 5 に該当する者
 - (2) 当行またはその子会社の業務執行者
 - (3) 当行またはその子会社の業務執行者でない取締役（社外監査役の独立性を判断する場合に限る。）

※1. 「主要な取引先」の定義（以下のいずれかに該当する先）

- a. 直近事業年度における当行の連結業務粗利益または取引先の連結総売上高の2%以上を占める取引がある先（但し、地方公共団体を除く。）
- b. 当行が当該取引先の最上位の借入先であり、かつ当行以外の金融機関からの調達が困難であると考えられる先

※2. 「多額」の定義

過去3年平均で、年間10百万円以上

※3. 「主要株主」の定義

当行の総議決権の10%以上の議決権を保有する株主

※4. 「重要」である者の例

- ・会社の役員・部長クラスの者
- ・上記3.の会計専門家・法律専門家については公認会計士・弁護士等の専門的な資格を有する者

※5. 「近親者」の定義

配偶者または二親等以内の親族

以上

第164期（2019年4月1日から 2020年3月31日まで）事業報告

1 当行の現況に関する事項

（1）事業の経過及び成果等

<主要な事業内容>

当行は、本店ほか支店、出張所において、預金業務、貸出業務、内国為替業務、外国為替業務、有価証券業務、クレジットカード業務等を営んでおり、地域経済の活性化に貢献すべく、多様な金融商品・サービスを提供しております。

<金融経済環境>

当連結会計年度におけるわが国経済は、緩やかな拡大が続いたものの、年度末にかけて新型コロナウイルス感染症拡大などの影響により大幅な下押しが見られました。個人消費は、雇用・所得環境の改善を背景に持ち直しの動きが続きましたが、昨年10月の消費税増税に加え、足元では新型コロナウイルス感染症の拡大により弱い動きが見られます。設備投資は、機械投資に弱さが見られましたが、高水準の企業収益や成長分野への対応を背景に、緩やかに増加しました。輸出は、海外経済の減速を背景に弱含みで推移しました。

金融面では、無担保コールレートはマイナス金利で推移しました。10年国債新発債利回りは概ねマイナス金利で推移しましたが、3月にプラス水準に上昇しました。対ドル円相場は、原油価格の急落、世界的な新型コロナウイルス感染症拡大などを受けて3月に102円台まで円が急騰しましたが、年度を通じてみると概ね105円～112円台で推移しました。

次に北海道経済をみますと、緩やかな回復が続きましたが、足元では新型コロナウイルス感染症の拡大などの影響により、下押し圧力の強い状態となりました。需要項目別では、個人消費は、緩やかな増加が続きましたが、足元では新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により弱い動きとなりました。住宅投資は、貸家を中心として弱めの動きとなりました。設備投資は、省力化投資などが増加し、緩やかに増加しました。公共投資は、北海道胆振東部地震の災害復旧工事の着工などから、増加しました。観光関連は、年後半から一部に弱い動きが見られ、足元では新型コロナウイルス感染症の拡大により急速に悪化しております。

<事業の経過及び成果>

このような経済環境の中、当行は、北海道の持続可能な未来のために貢献することを責務と考え、お客さま本位の営業を徹底し、お客さま・地域の多様化するニーズや課題に対し、金融仲介機能の発揮はもとより、多彩なサービス・ソリューションの提供に努め、当行グループの企業価値の向上につながるよう、様々な営業施策に取り組んでまいりました。

その結果、次のような営業成績となりました。

① 主要勘定残高

2020年3月末の貸出金は6兆7,189億円と前年比1,416億円増加（2.1％）、預金・譲渡性預金は8兆9,521億円と前年比2,605億円増加（2.9％）いたしました。その他、主要勘定の残高は下表のとおりであります。

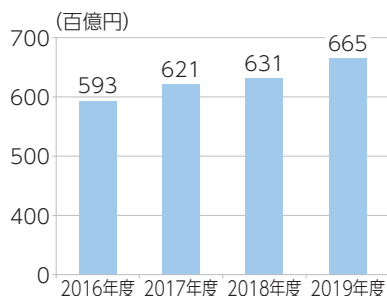
主要勘定残高（単体）

（単位：億円）

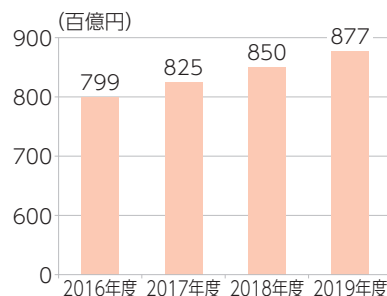
	2019年3月末	2020年3月末	増 減
総 資 産	97,358	99,627	2,269
貸 出 金	65,772	67,189	1,416
有 価 証 券	12,655	12,980	325
預 金 ・ 譲 渡 性 預 金	86,916	89,521	2,605
純 資 産	4,054	3,944	△110

ご参考

■貸出金平均残高の推移（単体）



■預金・譲渡性預金平均残高の推移（単体）



② 損益の状況

当事業年度の決算につきましては、経常収益は1,087億円と前年比2億円の減少に留まりました。うち資金運用収益は、貸出金利息及び有価証券利息配当金が減少したことにより、683億円と前年比26億円減少いたしました。

経常費用は、961億円と前年比64億円増加いたしました。うち営業経費は人員の自然減や幅広い物件費の削減などにより671億円と前年比17億円減少しましたが、有価証券売却損・償却が市況の悪化に伴う保有株式の売却損や減損により、前年比82億円増加し109億円となりました。加えて、貸倒引当金繰入額につきましても、一部大口先の信用悪化などにより、前年比13億円増加いたしました。

以上の結果、当事業年度の経常利益は126億円と前年比66億円の減益、当期純利益も83億円と前年比53億円の減益となりました。

損益の状況（単体）

（単位：億円）

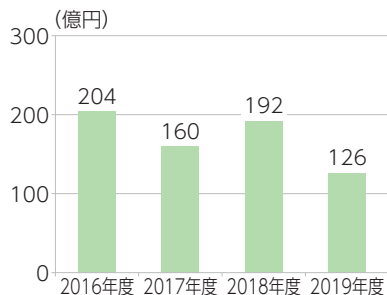
	2018年度	2019年度	増 減
経常収益	1,089	1,087	△2
うち 資金運用収益	709	683	△26
うち 役務取引等収益	275	271	△3
うち 有価証券売却益（注1）	48	70	22
うち 貸倒引当金戻入益	1	—	△1
経常費用	896	961	64
うち 資金調達費用	27	20	△7
うち 役務取引等費用	129	129	0
うち 営業経費	689	671	△17
うち 有価証券売却損・償却（注2）	27	109	82
うち 貸倒引当金繰入額	—	13	13
経常利益	192	126	△66
当期純利益	136	83	△53

（注）1．株式等売却益＋債券売却益・償還益

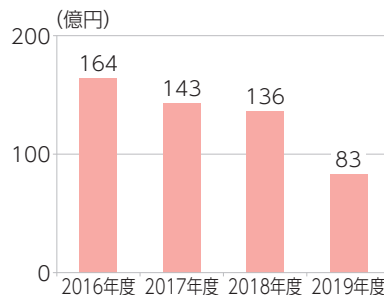
2．株式等売却損・償却＋債券売却損・償還損・償却

ご参考

■経常利益の推移（単体）



■当期純利益の推移（単体）



③ 自己資本比率、ROE

2020年3月末の自己資本比率（国内基準）は、貸出金の積上げに伴う信用リスク・アセット額の増加を主な要因として、12.30%と前年比0.27ポイント減少いたしました。

ROE（当期純利益ベース）は、当期純利益が前年比53億円減少したことを主な要因として2.08%と前年比1.24ポイント減少いたしました。

自己資本比率、ROEの推移（単体）

	2019年3月末	2020年3月末	増 減
自己資本比率（国内基準）	12.57%	12.30%	△0.27%
ROE（当期純利益ベース）	3.32%	2.08%	△1.24%

（注）1. 自己資本比率は、「基礎的内部格付手法（FIRB）」により算出しております。

$$2. \text{ ROE（当期純利益ベース）} = \frac{\text{当期純利益}}{(\text{前期末純資産} ※ + \text{当期末純資産} ※) \div 2} \times 100$$

※ 新株予約権を除く

④ リスク管理債権

2020年3月末のリスク管理債権は、倒産などが低水準であったことや積極的に取り組んでいる経営改善支援などにより、697億円と前年比19億円減少いたしました。

また、リスク管理債権比率（リスク管理債権が貸出金に占める割合）は、1.03%と前年比0.05ポイント改善いたしました。

リスク管理債権残高の推移（単体）

（単位：億円、%）

	2019年3月末	2020年3月末	増 減
破綻先債権	25	22	△3
延滞債権	604	579	△25
3ヵ月以上延滞債権	5	5	0
貸出条件緩和債権	80	89	9
リスク管理債権合計	716	697	△19
（貸出金に占める割合）	(1.08)	(1.03)	(△0.05)

⑤ 有価証券の評価損益

2020年3月末の有価証券の評価損益は、837億円の評価益と前年比196億円減少いたしました。

有価証券の評価損益（単体）

（単位：億円）

	2019年3月末	2020年3月末	増 減
そ の 他 有 価 証 券	1,033	837	△196
株 式	871	819	△52
債 券	166	90	△76
そ の 他	△3	△72	△68
日 経 平 均 株 価 (円)	21,205.81	18,917.01	△2,288.80
長 期 国 債 利 回 (%)	△0.095	0.005	0.100

⑥ 営業施策

当行は、お客さま本位の営業を前提とした対面コンサルティングの営業を中心に、お客さま・地域の多様化するニーズや様々な課題に沿った最適なサービスやソリューションの提供を通じて、その課題の解決に積極的に取り組んでおります。

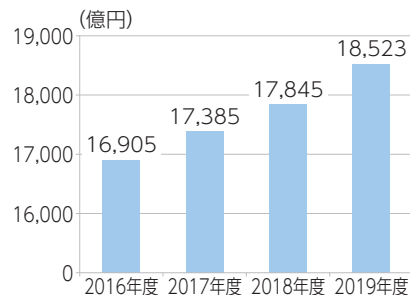
【個人のお客さまに向けた取組み】

お客さまの資産の形成・運用・承継といったニーズに対しては、コンサルティングプラザ、北洋証券、ウェルスマネジメントグループなどの専門性の高いスタッフにより、最適なプランをご提案させていただいております。北洋証券との連携では、当行で取り扱っていない商品ラインナップの拡充や当行からの人員増強を図るなど、多様な資産運用ニーズにお応えする体制を強化しております。

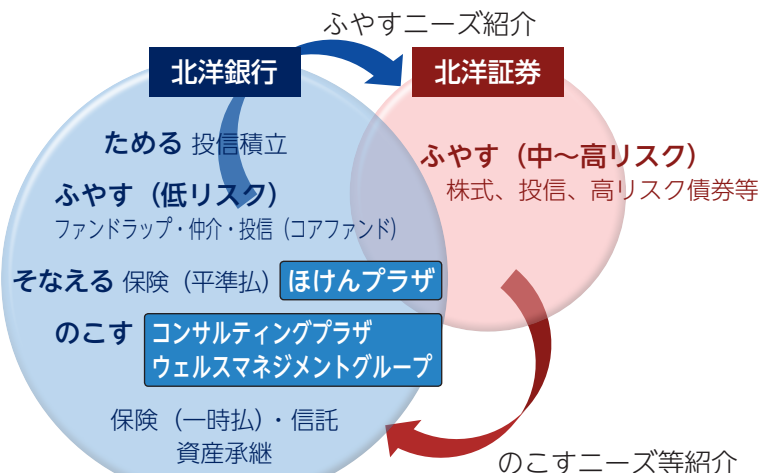
個人ローンにつきましても、お客さまニーズに応じて、住宅ローン契約の電子化、WEB完結型ローンの拡充など、利便性の向上に努めております。

ご参考

■個人貸出金平均残高の推移



■資産形成・運用・承継に係るコンサルティング体制



【法人のお客さまに向けた取組み】

ご融資や各種ファンドによる円滑な資金支援はもとより、「事業性理解」の取組みを起点に、お客さまの真のニーズ・課題を顕在化させ、その解決に最も適したソリューションの提供に努めております。当行の関連コンサル会社「株式会社北海道共創パートナーズ」（注）においては、事業承継ファンドの設立やM&A専門人財の集約など、お客さまの支援体制を強化しております。また、大規模震災時に備えた元本免除特約付き融資や省エネ・再エネ事業に係る設備投資への利子補給付き融資の取扱いのほか、新型コロナウイルス感染症の影響を受けたお客さまに対しては、返済条件の緩和に係る手数料免除や期日までご返済の必要がない融資の取扱いなど、外部環境変化に応じた様々なニーズに対して、きめ細かくサポートしております。

（注）2020年4月1日付で、当行の完全子会社となっております。

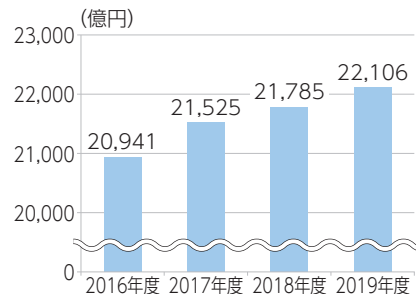
【地域の活性化に向けた取組み】

地方公共団体をはじめ、信用金庫・信用組合等の金融機関や大学など、産学官金の連携により、地域経済の活性化に協働して取り組んでおります。胆振管内7市町との連携では、2020年度に白老町にオープンする予定のウポポイ（民族共生象徴空間）のPRに向けた取組みや、首都圏の大学生を対象としたインターンシップ事業により、地域産業の課題解決や将来の移住につながる関係人口の創出に向けた取組みを支援しております。また、中空知管内4市町、地元信用金庫との連携においても、地域の学生を対象に、地元で働く魅力を伝えるための様々な企画に協力し、地域の人手不足解消に向けた取組みを支援しております。

このほか、北海道の強みである「農業」の持続的発展に貢献すべく、「ほくよう農業地域活性化ファンド」を新設しております。

ご参考

■道内法人貸出金平均残高の推移



〔肉牛牧場 完成イメージ〕

「ほくよう農業地域活性化ファンド」出資先

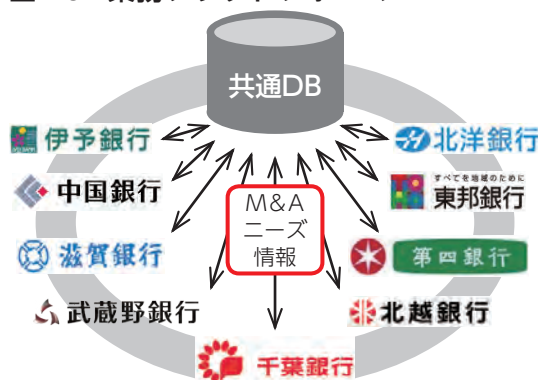
【その他の取組み】

地銀最大の規模となる「TSUBASAアライアンス（注）」による協業を強化しており、スケールメリットを活かした金融サービスの向上や、新ビジネスの創出、業務共同化による効率化を進めております。この広域連携により、M&A業務プラットフォームの構築など、多様なお客さまのニーズに応じて、営業地域の異なるネットワークを活用した幅広い情報交換やマッチング支援を展開しております。また、デジタル分野における協業では、共同で開発した共通基盤を活用し、スマートフォンでの口座開設や通帳機能、異業種連携も含めたマネーチャージや資産管理等の各種アプリサービスなど、より付加価値の高いサービス提供に努めております。このほか、将来のシステムコスト削減や事務効率化に向けて、TSUBASA基幹系システムの共同化を着実に進めております。

（注）TSUBASAアライアンス：2020年3月末現在、千葉銀行、第四銀行、中国銀行、伊予銀行、東邦銀行、北越銀行、武蔵野銀行、滋賀銀行および当行の9行が参加する地銀広域連携の枠組みです。なお、当アライアンスには、2020年4月に新たに琉球銀行が加盟しております。



■M&A業務プラットフォーム



⑦ CSR活動・・・ESG（注1）・SDGs（注2）に関する取組み

当行グループは、地域社会の一員としてCSR（企業の社会的責任）を重視し、ステークホルダー（利害関係者）に配慮した経営を行うことが不可欠と考えております。こうした考えに基づき、CSR基本方針のもと、環境・社会貢献・ガバナンスに係る取組方針（ESG取組方針）を定めるとともに、「お客さまとの共通価値の創造」「環境保全」「医療福祉」「教育文化」「ダイバーシティ」の5項目をSDGsに係る重点取組テーマとして、地域社会の活性化と持続的発展に向けた様々な活動に取り組んでおります。

（注1）ESG：環境（Environment）、社会（Social）、ガバナンス（Governance）の頭文字をとったもので、企業の持続的成長にはESG課題への取組みが不可欠であるとの考え方が世界的に広がっています。

（注2）SDGs：「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略で、2015年の国連サミットで採択された、持続可能な世界を実現するための2016年から2030年までの国際目標です。

【お客さまとの共通価値の創造】

事業性理解を通してお客さまと経営課題を共有したうえで、その解決に向け、融資や各種ファンドによる資金面のご支援はもとより、外部専門機関も活用した多様なソリューションの提供を行っております。

また、地域貢献への取組みの一環として、地域のお祭り等の行事や、地元の振興会・町内会が開催する緑化・清掃活動等に、役職員が積極的に参加しております。

【環境保全】

北海道の生物多様性保全を目的とした「ほくくー基金（2010年度設立）」の助成を2017年11月に公募制とし、道内の希少種保護や生息環境整備などに取組む様々な団体を幅広く支援する制度といたしました。これまでの助成先は基金設立以来、累計87先（2020年3月末時点）となります。

また、地球温暖化防止の観点から二酸化炭素など温室効果ガスの削減に取組むとともに、環境格付融資やエコファンド（ほくよう成長サポートファンド「飛翔NEO」）、エコボンド（環境配慮型企業向け私募債「北洋エコボンド」）、環境ビジネス支援ファンド等を取扱っております。



【ヒグマの会】
（ほくくー基金2019年度助成先）

【医療福祉】

地域医療の取組みとしまして、地元大学との連携による「市民医療セミナー」の開催や、行員による企業団体献血への協力を推奨しております。また、当行は、北海道骨髄バンク推進協会が設立（1990年10月）された当初より骨髄バンク支援活動を継続しており、事務局運営等への人的支援、推進活動への資金援助のほか、骨髄ドナー休暇を設けて職員の貢献活動を推奨しております。

【教育文化】

障がい者スポーツ支援の取組みとしまして、私募債「パラスポーツ応援債」を取扱っております。これは、お客さまが私募債を発行される際に、発行金額の0.2%相当額を当行が寄付するものです。2019年度は、道内の障がい者スポーツ活動に取り組む選手や団体等9先へ、総額326万円の寄付金を贈呈いたしました。

また、金融教育ができる教員を育てることを目的とした北海道教育大学との金融教育プロジェクトや児童・生徒の銀行営業店見学受入に継続して取り組んでおります。2013年度からは「中学生作文コンクール」へも協賛しており、当行本支店を主会場に表彰式を行っております。

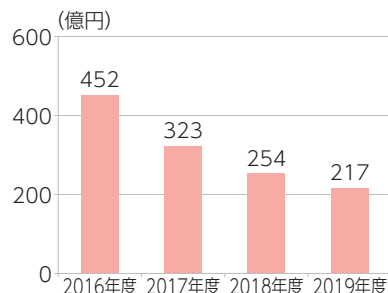
さらに、芸術・文化振興などの活動への取組みとしまして、札幌交響楽団によるクラシックコンサートを開催しており、これまでに延べ約33,180名のお客さまをご招待いたしました。

【ダイバーシティ】

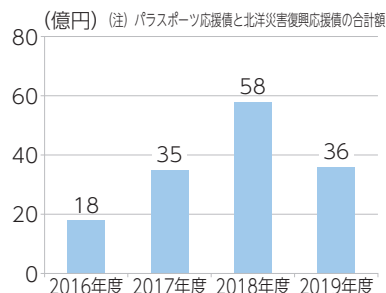
女性職員が能力をさらに発揮できるよう女性のキャリア形成支援を目的とした研修を継続的に実施するとともに、女性の上位職位への登用を促進しております。また、仕事と家庭・生活の両立に向けて「コース別人事」「勤務地変更制度」などの各種制度の整備・拡充を行うなど、男女ともに働きやすい環境整備に取り組んでまいりました。これらの実績が評価され、2018年12月には、道内金融機関で初めて「優良な子育てサポート企業（プラチナくるみん）」の認定を受けております。

ご参考

■北洋エコボンド取扱実績の推移



■寄付型私募債（注）取扱実績の推移



ご参考

■ C S R 基本方針

北洋銀行グループの「経営理念」に基づき、当グループを支えていただいている全てのステークホルダーの持続的発展に資する行動を全行で実践し、金融商品・サービス・情報等の提供、支援活動に努めます。

■ E S G 取組方針

1. 環境方針

美しく豊かな自然環境を維持し次世代へ継承していくことは、我々の責務であり、持続可能な地域社会の実現に不可欠であるとの認識のもと、事業活動を通じて環境負荷低減に貢献するとともに、生物多様性保全など地域が抱える環境課題の解決に取り組んでまいります。

2. 社会貢献方針

当行は、地域金融機関として北海道経済の持続的成長に寄与することを責務と考え、金融仲介機能の円滑な発揮や多様なソリューションの提供に努めるとともに、様々なステークホルダー（利害関係者）が抱える社会的課題の解決に取り組んでまいります。

3. ガバナンス方針

様々なステークホルダーと確固たる信頼関係を構築し、より実効的なコーポレートガバナンスを追求していくため、独立社外役員の活用等による公正性・透明性の向上、ならびにコンプライアンス態勢のさらなる強化に取り組んでまいります。

■ S D G s に係る重点取組テーマ

1. お客さまとの共通価値の創造

事業性理解に基づく融資や各種ファンドの活用による金融仲介機能の円滑な発揮、地方創生や起業・創業・販路拡大・事業承継等、お客さまのニーズに応じた多様なソリューションの提供、ならびにそれらを活用した、地域の強みである食・観光分野および課題であるモノづくりへの支援を通じて、お客さまとの共通価値を創造し、北海道経済の持続的成長に貢献してまいります。

2. 環境保全

省エネルギー等への全行的取り組みによる自行の環境負荷低減、多様な金融商品を活用した環境配慮型企業・環境成長分野へのサポート、ならびに北海道の生物多様性保全に取り組む個人・団体への助成等により、北海道の自然環境の維持・保全に貢献してまいります。

3. 医療福祉

少子高齢化の先進地域である北海道の実情を踏まえ、医療・福祉機関への経営面のサポートや道内医療大学との連携、ならびに障がい者支援等により医療福祉の充実に貢献してまいります。

4. 教育文化

貯蓄・投資を通じた安定的資産形成に資する金融リテラシーの向上を見据えた金融経済教育の推進、ならびに幅広い質の高い教育文化の振興に取り組んでまいります。

5. ダイバーシティ

女性職員の能力発揮、仕事と家庭・生活の両立に向けたさらなる女性活躍促進・労働環境整備、ならびに外国人職員の活用など、多様な人財が活躍できる組織づくりに取り組んでまいります。

(対応するSDGs目標)



⑧ 連結決算の概要

当連結会計年度の連結決算につきましては、当行グループの中核である北洋銀行の損益状況を主因として、以下のとおりとなりました。

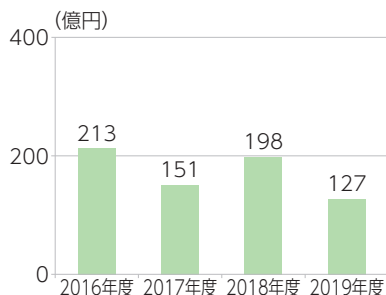
連結経常収益は、1,380億円と前年比3億円減少いたしました。連結経常費用は1,253億円と前年比67億円増加いたしました。

この結果、連結経常利益は127億円と前年比70億円減少し、親会社株主に帰属する当期純利益は75億円と前年比65億円減少いたしました。

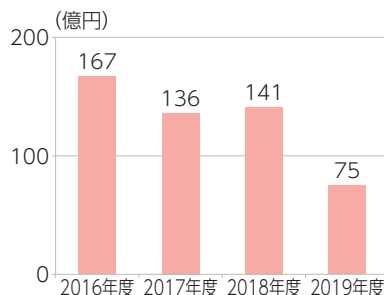
また、連結自己資本比率（国内基準）は、12.61%となりました。

ご参考

■経常利益の推移（連結）



■親会社株主に帰属する当期純利益の推移（連結）



<対処すべき課題>

当行が営業基盤とする北海道経済の状況をみると、新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大の影響により、インバウンドが大きく落ち込んでいるほか、一般の外出や消費行動も制限せざるをえない環境が続いているなど、これまで道内景気を支えてきた観光関連や北海道の強みである「食」関連サービスを中心に、あらゆる業種・分野に影響が及んでおり、個人消費や企業収益をはじめとして、景気は急速に悪化しております。

また、少子高齢化を伴う人口減少の進展、後継者不在による事業所数の減少や人手不足など、将来的なマーケットは縮小が見込まれているほか、金融業界を取り巻く環境においても、超低金利政策の長期化、デジタル化の急速な進展やそれに伴う異業種の参入など、これまで以上に厳しい経営環境が続くものと認識しております。

このような環境下において、当行グループは、新たな経営理念「お客さま本位を徹底し、多様な課題の解決に取り組み、北海道の明日（あす）をきりひらく」を策定いたしました。

そして、その経営理念の下に、2020年度を初年度とした新中期経営計画「『共創の深化』～お客さま・地域から最も信頼されるパートナーを目指して～」(計画期間2020年4月～2023年3月)を策定しております。全役職員が一丸となって、この新中期経営計画に掲げた4つの基本方針を実践することで、お客さまの満足・価値の最大化および当行グループの収益力向上を実現し、北海道の持続可能な未来のために貢献してまいります。

新中期経営計画

本計画では、お客さまにより近い存在となり、より深くお客さまのことを考え、当行グループの総力を結集したコンサルティングと最適なサービス・ソリューションを提供すること、そのための人財を育成すること、そしてその基盤である組織を強靱なものにすることを基本方針の柱としております。

●計画の概要

名 称

『共創の深化』～お客さま・地域から最も信頼されるパートナーを目指して～

目指す姿

- お客さま本位の徹底と事業性理解の取組みによりシェアアップ
- コンサルティングの強化による法人および個人役務収益の増強
- 利回り低下による収益減少を効率的アプローチによる収益拡大とコスト削減でカバーし筋肉質な組織へ



基本方針

①お客さまに寄り添ったコンサルティング営業の徹底

⇒コンサルティングによるニーズの顕在化とその実現のサポート

②デジタル化を中心とした取引の間口拡大と効率化

⇒将来を見据えたお客さま接点の確保と取引の効率化

③深度あるコンサルティングの実現に向けた人財育成

⇒お客さまに寄り添う人財育成のための人事制度・研修体系の見直し

④生産性向上とコスト削減へ向けた取組みの加速

⇒店舗再編や事務効率化、業務共同化等の加速

個別戦略

コンサルティング戦略

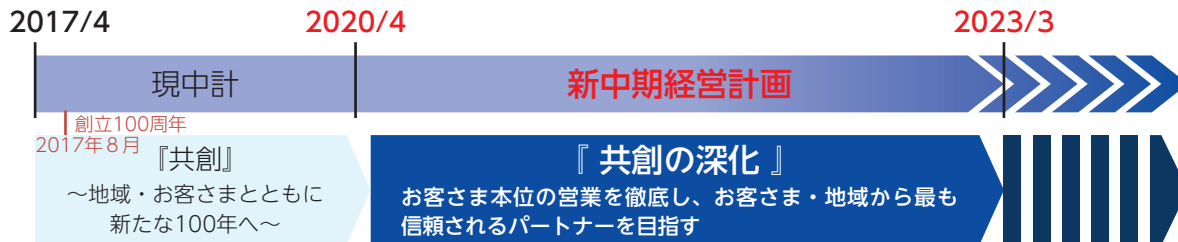
デジタル戦略

人財戦略

生産性向上戦略



●計画の位置付け



◆コンサルティング戦略（リテール・法人）

- ・対面取引による潜在ニーズの発掘

One to Oneでお客さまをサポート

◆デジタル戦略

- ・デジタルを活用した間口拡大・効率化

◆人財戦略

- ・コンサルティング高度化に向けた人財育成

◆生産性向上戦略

- ・店舗再編、事務効率化、業務共同化

お客さま満足・
価値の最大化

II

北洋銀行
グループの
収益の向上

地域の
持続可能性
への貢献

●計数計画

【経営指標】		2019年度（実績）	2022年度（計画）
経常利益	（連結）	127億円	158億円
当期純利益	（連結）	75億円	105億円
自己資本比率	（連結）	12.61%	12%程度
貸出金平均残高	（単体）	6.6兆円	7兆円
一人あたり生産性（注1）	（単体）	3.0百万円	4.2百万円

【長期的に目指す経営指標】		2019年度（実績）	2022年度（計画）	長期目標
ROE（注2）	（連結）	1.84%	2%程度	5%以上
コアOHR（注3）	（単体）	80.5%	83%程度	70%以下
道内貸出シェア（注4）	（単体）	30.6%	31.3%	32.3%

（注1） 当期純利益÷年度末人員数

（注2） 当期純利益÷{(期首自己資本+期末自己資本)÷2} （注3） 経費÷コア業務粗利益

（注4） 地公体等向け貸出を除く道内の貸出残高（北海道財務局「金融月報」の各月末残高を足し12で除した年度のみなし平均残高）に占める当行のシェアであり、道内に本支店のある銀行、信用金庫、信用組合のほか、日本政策金融公庫、日本政策投資銀行、労働金庫、商工中金の残高も含まれております。ただし、2019年度（実績）は2020年2月末現在（11か月）の実績を記載しております。

(2) 財産及び損益の状況

(単位：億円)

	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
預 金	80,940	83,509	86,034	88,647
定期性預金	20,633	20,085	19,725	19,068
その他	60,307	63,424	66,308	69,579
貸 出 金	61,088	63,093	65,772	67,189
個人向け	17,189	17,695	18,223	18,920
中小企業向け	17,499	17,928	18,533	18,329
その他	26,399	27,469	29,016	29,939
商 品 有 価 証 券	49	43	43	42
有 価 証 券	17,271	14,858	12,655	12,980
国 債	6,221	5,066	3,600	3,852
その他	11,050	9,791	9,055	9,128
総 資 産	90,716	94,755	97,358	99,627
内 国 為 替 取 扱 高	1,142,985	1,188,495	1,172,596	1,178,554
外 国 為 替 取 扱 高	百万ドル 2,550	百万ドル 2,805	百万ドル 2,785	百万ドル 2,228
経 常 利 益	百万円 20,463	百万円 16,082	百万円 19,299	百万円 12,627
当 期 純 利 益	百万円 16,464	百万円 14,374	百万円 13,626	百万円 8,321
1 株 当 た り 当 期 純 利 益	41円27銭	36円02銭	34円49銭	21円33銭

(注) 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

(ご参考) 企業集団の財産及び損益の状況 (連結業績の状況)

(単位：億円)

	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
経 常 収 益	1,479	1,436	1,383	1,380
経 常 利 益	213	151	198	127
親会社株主に帰属する 当期純利益	167	136	141	75
包 括 利 益	239	270	△45	△59
純 資 産 額	4,086	4,309	4,210	4,094
総 資 産	90,937	95,005	97,597	99,880

(注) 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

(3) 使用人の状況

	当 年 度 末	前 年 度 末
使 用 人 数	3,063人	3,186人
平 均 年 齢	42年 3月	41年 11月
平 均 勤 続 年 数	18年 0月	17年 6月
平 均 給 与 月 額	388千円	387千円

- (注) 1. 使用人数には、臨時雇員および嘱託を除いた在籍者数を記載しております。
2. 平均年齢、平均勤続年数および平均給与月額、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。
3. 平均給与月額は、3月の平均給与月額であります(時間外手当を含み、賞与は含んでおりません)。

	当 年 度 末		前 年 度 末	
	国内部門	国際部門	国内部門	国際部門
使 用 人 数	3,004人	59人	3,124人	62人

(4) 営業所等の状況

イ 営業所数の推移

	当 年 度 末		前 年 度 末	
	店	うち出張所	店	うち出張所
北 海 道	170	(7)	170	(7)
東 京 都	1	(－)	1	(－)
合 計	171	(7)	171	(7)

(注) 上記のほか、当年度末において駐在員事務所を3ヵ所（前年度末3ヵ所）、店舗外現金自動設備を459ヵ所（前年度末470ヵ所）設置しております。

□ 当年度新設営業所

該当ありません。

ハ 銀行代理業者の一覧

該当ありません。

二 銀行が営む銀行代理業等の状況

該当ありません。

(5) 設備投資の状況

イ 設備投資の総額

(単位：百万円)

設備投資の総額	2,778
---------	-------

□ 重要な設備の新設等

(単位：百万円)

内 容	金 額
ソフトウェア	1,160
営業店施設等	576

(6) 重要な親会社及び子会社等の状況

イ 親会社の状況

該当ありません。

ロ 子会社等の状況

会社名	所在地	主業務内容	設 立 年 月 日	資本金	当行が有する 子会社等の 議決権比率	その他
株式会社 札幌北洋リース	札幌市中央区大通西 三丁目11番地	リース業務	1989年 6月30日	百万円 50	% 100.00	—
株式会社 札幌北洋カード	札幌市中央区大通西 三丁目11番地	クレジット カード業務	1983年 4月1日	100	100.00	—
北洋ビジネスサービス 株式会社	札幌市中央区南八条 西八丁目523番地	銀行事務 代行業務	1998年 7月3日	60	100.00	—
ノースパシフィック 株式会社	札幌市中央区南八条 西八丁目523番地	信用保証 業務	1988年 6月28日	100	4.34	—
北洋証券株式会社	札幌市中央区北1条 西3丁目3番地	証券業	1938年 2月11日	3,000	100.00	—

- (注) 1. 当行が有する子会社等の議決権比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
 2. 連結される子会社および子法人等は上記5社であります。
 3. 北洋証券株式会社は、2019年4月1日付で上光証券株式会社から商号変更しております。

重要な業務提携の概況

1. 第二地銀協地銀38行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス（略称SCS）を行っております。
2. 第二地銀協地銀38行、都市銀行5行、信託銀行3行、地方銀行64行、信用金庫256金庫（信金中央金庫を含む）、信用組合141組合（全信組連を含む）、系統農協・信漁連668（農林中金、信連を含む）、労働金庫14金庫（労金連を含む）との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス（略称MICS）を行っております。
3. 第二地銀協地銀38行の提携により、ISDN回線交換網を利用したデータ伝送の方法による取引先企業との間の総合振込等のデータの授受のサービスおよび入出金取引明細等のマルチバンクレポートサービス（略称SDS）を行っております。
4. 株式会社ゆうちょ銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し・入金のサービスを行っております。
5. 株式会社イーネット、株式会社セブン銀行、株式会社ローソン・エイティエム・ネットワークスとの提携により、提携先現金自動設備の利用による、当行のお客さまの現金自動引出し・入金等のサービスを行っております。
6. 株式会社千葉銀行、株式会社第四銀行、株式会社中国銀行、株式会社伊予銀行、株式会社東邦銀行、株式会社北越銀行、株式会社武蔵野銀行および株式会社滋賀銀行との間で、TSUBASAアライアンスに関する基本合意書を締結しております。
なお、TSUBASAアライアンスには、2020年4月に新たに琉球銀行が加盟しております。

（7）事業譲渡等の状況

該当ありません。

（8）その他銀行の現況に関する重要な事項

当行は、2020年1月29日開催の取締役会において、株式会社北海道共創パートナーズの完全子会社化について決議し、同日付で同社の株式を保有する株式会社日本人材機構との間で株式取得に係る基本合意書を締結いたしました。その後、2020年3月25日に株式会社日本人材機構との間で株式譲渡契約を締結し、2020年4月1日、株式会社北海道共創パートナーズを当行の完全子会社としております。

2 会社役員（取締役及び監査役）に関する事項

（１）会社役員の状況

（年度末現在）

氏 名	地位および担当	重要な兼職	その他
石 井 純 二	取締役会長 グループ会社統括	北海道旅客鉄道株式会社 社外監査役	(注) 5
柴 田 龍	取締役副会長 秘書室、地域産業支援部 担当	中道リース株式会社 社外監査役	(注) 5
安 田 光 春	取締役頭取（代表取締役） 人事部 担当		(注) 5
竹 内 巖	取締役副頭取（代表取締役） ソリューション部、国際部、融資部 担当		(注) 5
長 野 実	取締役副頭取（代表取締役） 営業戦略部、フィナンシャルマーケティング部、 フィナンシャルサポート部、公務金融部 担当		(注) 5
進 藤 智	常務取締役 経営企画部、システム部、市場営業部 担当		(注) 5
日 當 隆 文	常務取締役 本店営業部（本店長委嘱）		
若 栗 伸 夫	取締役 アドバイザリーマーケティング部、 アドバイザリーサポート部 担当		(注) 5
米 谷 好 晴	取締役 法務コンプライアンス部、リスク管理部、 事務企画部 担当		(注) 1
林 美香子	取締役（社外役員）		(注) 3
祖母井 里重子	取締役（社外役員）		(注) 3
島 本 和 明	取締役（社外役員）	学校法人日本医療大学 総長	(注) 3

(年度末現在)

氏 名	地位および担当	重要な兼職	その他
藤 井 文 世	常勤監査役	北海道電力株式会社 社外監査役 株式会社ツルハホールディングス 社外取締役	
松 下 克 則	常勤監査役	株式会社カナモト 社外監査役	
窪 田 毅	常勤監査役（社外役員）		(注) 3
野 島 誠	監査役（社外役員）	札幌工業株式会社 顧問	(注) 2,3
本 間 公 祐	監査役（社外役員）	ほくでん情報テクノロジー株式会社 常務取締役	(注) 3
立 川 宏	常勤監査役（社外役員）		(注) 4

- (注) 1. 取締役米谷好晴氏は、2020年3月31日をもって辞任により退任いたしました。
2. 監査役野島 誠氏は、北海道旅客鉄道株式会社において財務部門の担当歴が長く、また財務担当役員も務めており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 取締役林 美香子氏、祖母井 里重子氏、島本和明氏ならびに監査役窪田 毅氏、野島 誠氏、本間公祐氏は、東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2および札幌証券取引所の企業行動規範に関する規則第5条の2に定める独立役員であります。
4. 監査役立川 宏氏は、2019年6月26日開催の第163期定時株主総会終結の時をもって辞任により退任いたしました。
5. 2020年4月1日付で取締役の地位・担当を次のとおり変更しております。

氏 名	異動前	異動後
石 井 純 二	取締役会長 グループ会社統括 担当	取締役会長 グループ会社統括、秘書室 担当
柴 田 龍	取締役副会長 秘書室、地域産業支援部 担当	取締役副会長 市場営業部 担当
安 田 光 春	取締役頭取（代表取締役） 人事部 担当	取締役頭取（代表取締役） 人事部、営業店サポート部 担当
竹 内 巖	取締役副頭取（代表取締役） ソリューション部、国際部、融資部 担当	取締役副頭取（代表取締役） ＜法人事業本部長＞法人推進部、ソリューション部、公務金融部、国際部 担当 融資部 担当

氏 名	異動前	異動後
長 野 実	取締役副頭取（代表取締役） 営業戦略部、フィナンシャルマーケティング部、 フィナンシャルサポート部、公務金融部 担当	取締役副頭取（代表取締役） ＜リテール事業本部長＞リテール推進部、ローン統括部、 デジタルマーケティング部、アドバイザー部 担当
進 藤 智	常務取締役 経営企画部、システム部、市場営業部 担当	常務取締役 ＜管理本部長＞法務コンプライアンス部、リスク管理部、事務 企画部、システム部 担当
若 栗 伸 夫	取締役 アドバイザーマーケティング部、アドバイザー サポート部 担当	取締役 ＜法人事業本部副本部長＞地域産業支援部 担当 経営企画部 担当

（ご参考） 当行は、執行役員制度を導入しております。
各執行役員の氏名、地位および担当は、次のとおりであります。

（年度末現在）

氏 名	地 位	担 当
小 林 良 輔	常 務 執 行 役 員	人事部審議役委嘱
石 川 裕 也	常 務 執 行 役 員	営業戦略部審議役委嘱
工 藤 和 繁	常 務 執 行 役 員	東京支店長委嘱
野 際 齊	常 務 執 行 役 員	函館中央支店長兼末広町支店長委嘱
阿 部 勝 義	常 務 執 行 役 員	釧路中央支店長委嘱
押 野 均	常 務 執 行 役 員	監査部長委嘱
細 野 拓 朗	常 務 執 行 役 員	旭川中央支店長委嘱
増 田 仁 志	常 務 執 行 役 員	帯広中央支店長委嘱
織 田 亨	常 務 執 行 役 員	営業戦略部審議役委嘱
栗 尾 史 郎	執 行 役 員	人事部長委嘱
高 橋 和 裕	執 行 役 員	市場営業部長委嘱
奥 芝 努	執 行 役 員	本店営業部副本店長兼法人営業部長委嘱
鈴 木 秀 夫	執 行 役 員	苫小牧中央支店長委嘱
遠 山 久 司	執 行 役 員	営業戦略部長委嘱
松 岡 宏 治	執 行 役 員	融資部長委嘱
石 田 裕 一	執 行 役 員	公務金融部長委嘱
石 輪 信 幸	執 行 役 員	北見中央支店長委嘱
山 田 明	執 行 役 員	本店営業部副本店長兼法人営業部長委嘱
津 山 博 恒	執 行 役 員	経営企画部長委嘱
岡 部 好 浩	執 行 役 員	小樽中央支店長兼手宮支店長委嘱

(2) 会社役員に対する報酬等

(単位：百万円)

区 分	支 給 人 数	報 酬 等
取 締 役	15名	323(48)
監 査 役	6名	61(－)
計	21名	385(48)

(注) 1. 株主総会で定められた報酬限度額は以下のとおりであります。

- (1) 2012年6月26日をもって決議があったものとみなされる第156期定時株主総会において、取締役の報酬は年額340百万円以内、監査役の報酬は年額80百万円以内と決議いただいております。
 - (2) 2018年6月26日開催の第162期定時株主総会において、上記(1)とは別枠にて、取締役（社外取締役を除く）を対象に業績連動型株式報酬制度を導入しており、その限度額について、連続する3事業年度（ただし当初対象期間は2事業年度）からなる対象期間ごとに300百万円（当初対象期間は200百万円）以内と決議いただいております。
 - (3) なお、2015年6月25日開催の第159期定時株主総会において、報酬枠（上記(1)とは別枠にて年額100百万円以内）を決議いただいた株式報酬型ストック・オプション制度につきましては、既に割り当てられているものを除いて廃止しており、2018年度以降、新規に新株予約権の付与は行っておりません。
2. 取締役に対する報酬等には、業績連動型株式報酬に係る費用計上額48百万円を含んでおり、その金額を（）内に記載しております。
 3. 当行は、2010年6月24日をもって決議があったものとみなされる第154期定時株主総会終結の時をもって、取締役および監査役の役員退職慰労金制度を廃止し、同株主総会終結後引き続いて在任する取締役および監査役に対しては、役員退職慰労金制度廃止までの在任期間に対応する役員退職慰労金を各氏の退任時に贈呈することを決議いただいております。
なお、当事業年度において、この退職慰労金を支給した役員はおりません。

<各会社役員の報酬等の額の算定方法に係る決定に関する方針>

a. 取締役の報酬について

取締役会で制定した取締役報酬規程において、取締役の報酬は、取締役に相応しい人材の確保・維持ならびに、業績と企業価値の向上への貢献意欲や士気を高めるインセンティブとして有効に機能し、報酬の水準は、役割・責任・業績に報いるに相応しいものとするを基本方針としております。

また、取締役会の諮問機関として、役員の指名・報酬ほか経営に関する重要な事項について、独立社外役員の適切な関与・助言の機会を確保し、取締役会機能の独立性・客観性と説明責任を強化することを目的に、独立社外役員が過半数を占める指名・報酬等経営諮問委員会を設置し、取締役の個別の支給額等を協議・決定しております。

具体的な体系、決定方法などは次のとおりです。

- イ 取締役の報酬体系を固定報酬としての「基本報酬」と、業績向上へのインセンティブとしての「賞与」および「業績連動型株式報酬」で構成します。なお、社外取締役の報酬は、独立性および中立性を担保するため、「基本報酬」のみとします。
- ロ 「基本報酬」
 - ・ 役位に応じた業務執行の役割と責任の程度に加えて、子会社の取締役を兼務している場合には、当行と子会社の業務執行の役割・責任の比重等を総合的に勘案して決定します。
 - ・ 個別の支給額は、取締役報酬規程において定めてある役位に応じた支給上限額を上限として、指名・報酬等経営諮問委員会において決定します。
- ハ 「賞与」
 - ・ 株主に対する配当を実施した場合に限り支給します。
 - ・ 株主総会に付議する支給総額は、指名・報酬等経営諮問委員会の決定案に基づき、取締役会において決定します。
 - ・ 個別の支給額は、あらかじめ定めてある役位に応じた支給割合を限度として、指名・報酬等経営諮問委員会において決定します。
- 二 「業績連動型株式報酬」
 - ・ 従来の株式報酬型ストック・オプション制度を廃止し、2018年度より新たに導入した、信託を活用した業績連動型の株式報酬です。なお、この株式報酬型ストック・オプション制度の廃止により、2018年度以降、新規に新株予約権の付与は行わないこととします。
 - ・ 取締役（社外取締役を除く）の報酬と当行の業績および株主価値との連動性をより明確にし、当行の中長期的な業績向上と企業価値の増大への貢献意識を高めることを目的とするものです。
 - ・ 毎事業年度における役位および業績目標の達成度に応じて、当行があらかじめ制定した株式交付規程に基づき、毎年取締役に一定のポイントが付与されます。また、取締役には、退任時に累積ポイントに応じた当行株式および当行株式の換価処分金相当額の金銭が交付および給付されます。
- b. 監査役の報酬について
 - ・ 監査役の報酬は、独立性および中立性を担保するため、固定報酬としての「基本報酬」のみとします。
 - ・ 個別の支給額は、監査役報酬規程において定めてある支給上限額を上限として、監査役の協議により決定します。

(3) 責任限定契約

氏 名	責 任 限 定 契 約 の 内 容 の 概 要
林 美香子	・社外取締役として任務を怠ったことにより当行に損害を与えた場合において、その職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がない場合には、次の限度額を限度としてその責任を負う。 ・当該賠償責任限度額は、「2,000万円または法令の定める額（会社法第425条第1項に定める最低責任限度額）のうちいずれか高い額」とする。
祖母井 里重子	
島 本 和 明	
野 島 誠	・社外監査役として任務を怠ったことにより当行に損害を与えた場合において、その職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がない場合には、次の限度額を限度としてその責任を負う。 ・当該賠償責任限度額は、「1,000万円または法令の定める額（会社法第425条第1項に定める最低責任限度額）のうちいずれか高い額」とする。
本 間 公 祐	

3 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

氏 名	兼 職 そ の 他 の 状 況
林 美香子（取締役）	該当ありません
祖母井 里重子（取締役）	該当ありません
島 本 和 明（取締役）	学校法人日本医療大学 総長
窪 田 毅（監査役）	該当ありません
野 島 誠（監査役）	札建工業株式会社 顧問
本 間 公 祐（監査役）	ほくでん情報テクノロジー株式会社 常務取締役

(注) ほくでん情報テクノロジー株式会社の親会社である北海道電力株式会社は、当行の発行済普通株式（自己株式を除く）の5.96%を有する株主であり、かつ当行と営業取引がありますが、北海道電力株式会社は、後掲の当行独立性判断基準に定める「主要株主」（当行の総議決権の10%以上の議決権を保有する株主）や「主要な取引先」（直近事業年度における当行の連結業務粗利益または取引先の連結総売上高の2%以上を占める取引がある先等）には該当せず、社外役員の独立性に影響を及ぼす関係ではありません。その他、上記の各兼職先は、当行との間に通常の営業取引がありますが、後掲の当行独立性判断基準に定める「主要な取引先」（直近事業年度における当行の連結業務粗利益または取引先の連結総売上高の2%以上を占める取引がある先等）に該当する先ではなく、また開示すべき特別の関係もありません。

(2) 社外役員の主な活動状況

氏 名	在任期間	取締役会および監査役会への出席状況	取締役会および監査役会における発言その他の活動状況
林 美香子 (取締役)	4年9月	当期開催の取締役会13回全てに出席しております。	農業や地域再生にかかる専門的知見・経験を活かした発言を行っております。
祖母井 里重子 (取締役)	4年9月	当期開催の取締役会13回全てに出席しております。	弁護士としての専門的知見・経験を活かした発言を行っております。
島 本 和 明 (取締役)	3年9月	当期開催の取締役会13回全てに出席しております。	医療分野における経営者としての専門的知見・経験を活かした発言を行っております。
窪 田 毅 (監査役)	9月	選任後の当期開催の取締役会10回全てに出席しております。 選任後の当期開催の監査役会10回全てに出席しております。	行政において北海道副知事を務められた知見・経験を活かした発言を行っております。
野 島 誠 (監査役)	3年9月	当期開催の取締役会13回のうち12回に出席しております。 当期開催の監査役会17回のうち16回に出席しております。	出身企業において代表取締役社長や財務担当役員を務められた知見・経験を活かした発言を行っております。
本 間 公 祐 (監査役)	3年9月	当期開催の取締役会13回全てに出席しております。 当期開催の監査役会17回全てに出席しております。	出身企業において常務取締役や常任監査役を務められた知見・経験を活かした発言を行っております。

(3) 社外役員に対する報酬等

(单位：百万円)

	支給人数	当行からの報酬等	当行の親会社等からの報酬等
報酬等の合計	7名	56	－

(4) 社外役員の意見

該当ありません。

4 当行の株式に関する事項

(1) 株式数	発行可能株式総数	1,450,000,000株
	発行済株式の総数	399,060,179株

(2) 当年度末株主数 14,049名

(3) 大株主

株主の氏名または名称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
	株	%
日本生命保険相互会社	30,954,500	7.94
明治安田生命保険相互会社	30,954,000	7.94
北海道電力株式会社	23,247,000	5.96
ステートストリートバンクアンドトラストカンパニー 505223	19,710,067	5.05
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	19,474,100	4.99
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	15,748,800	4.04
第一生命保険株式会社	13,412,000	3.44
大樹生命保険株式会社	11,132,000	2.85
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	9,154,980	2.34
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口4）	7,411,900	1.90

- (注) 1. 持株比率は、発行済株式の総数から自己株式を控除のうえ算出し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
2. 当行は自己株式を9,461,199株保有しておりますが、上記大株主には含めておりません。
3. 損害保険ジャパン日本興亜株式会社は、2020年4月1日付で損害保険ジャパン株式会社に商号変更しております。

(4) その他株式に関する重要な事項

当行は、資本効率の向上を通じて株主の皆さまへの利益還元の充実を図るため、年間の配当額と自己株式の取得額の総額が、親会社株主に帰属する当期純利益の40%を目処とした額となるよう、定時株主総会に付議する期末配当額を取締役会で決議した後自己株式を取得する予定としております。会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、2019年5月14日開催の取締役会決議により、2019年5月16日から2019年6月20日までの間に以下のとおり自己株式を取得いたしました。

取得した株式の種類： 当行普通株式

取得した株式の総数： 6,834,500株

株式の取得価額の総額： 1,709,980,193円

株式の取得方法： 東京証券取引所の自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）を含む市場買付けによる。

5 当行の新株予約権等に関する事項

(1) 事業年度の末日において当行の会社役員が有している当行の新株予約権等

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役 (社外役員を除く)	①名称：株式会社北洋銀行 第1回新株予約権 ②新株予約権の数：535個 ③目的となる株式の種類および数：当行普通株式 53,500株 ④新株予約権の行使期間：2015年7月16日から2045年7月15日まで ⑤払込金額（新株予約権1個当たり）（注）：53,300円 ⑥権利行使価額（1株当たり）：1円 ⑦権利行使についての主な条件 新株予約権者は、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括して行使できるものとする。	4名
取締役 (社外役員を除く)	①名称：株式会社北洋銀行 第2回新株予約権 ②新株予約権の数：1,088個 ③目的となる株式の種類および数：当行普通株式 108,800株 ④新株予約権の行使期間：2016年7月16日から2046年7月15日まで ⑤払込金額（新株予約権1個当たり）（注）：26,700円 ⑥権利行使価額（1株当たり）：1円 ⑦権利行使についての主な条件：第1回新株予約権に同じ	5名
取締役 (社外役員を除く)	①名称：株式会社北洋銀行 第3回新株予約権 ②新株予約権の数：761個 ③目的となる株式の種類および数：当行普通株式 76,100株 ④新株予約権の行使期間：2017年7月15日から2047年7月14日まで ⑤払込金額（新株予約権1個当たり）（注）：34,800円 ⑥権利行使価額（1株当たり）：1円 ⑦権利行使についての主な条件：第1回新株予約権に同じ	5名
社外取締役	—	—
監査役	—	—

(注) 払込金額は、当行に対する報酬債権と相殺することになっているため、実際には金銭の払込みはされておられません。

(2) 事業年度中に使用人等に交付した当行の新株予約権等

該当ありません。

6 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名または名称	当該事業年度に係る報酬等	そ の 他
有限責任 あずさ監査法人 指定有限責任社員 宮田 世紀 指定有限責任社員 新村 久	79	・ 当行は、当監査法人に対して、米国外国口座税務コンプライアンス法および非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度にかかるアドバイザー業務等について対価を支払っております。 ・ 報酬等について監査役会が同意した理由 (注) 3

- (注) 1. 当行と当監査法人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないことから、「当該事業年度に係る報酬等」には、これらの合計額を記載しております。
2. 当行、子会社および子法人等が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は104百万円です。
3. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況および報酬見積の算定根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等の額につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(2) 責任限定契約

該当ありません。

(3) 会計監査人に関するその他の事項

監査役会における会計監査人の解任または不再任の決定の方針は、以下のとおりであります。

- ① 監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。
- この場合、監査役会が選定した監査役が、解任後最初に招集される株主総会において、解任の旨およびその理由を報告いたします。
- ② 上記のほか、会計監査人の監査能力、独立性、品質管理等を総合的に勘案し、会計監査人の解任または不再任が必要と判断された場合、監査役会は、会計監査人の解任または不再任に関する株主総会の議案の内容を決定します。

なお、当行監査役会は、会計監査人の解任または不再任に際しては、できるだけ早期に新たな会計監査人候補に関する情報収集および審議を行うものとし、会社法第340条第1項に基づき会計監査人を解任した場合には解任後最初に招集される株主総会までに、会計監査人の解任または不再任の議案が株主総会に提出される場合には当該株主総会までに、会社法第344条の定めに従い、新たな会計監査人の選任に関する議案の内容を決定いたします。

7 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針
該当ありません。

8 特定完全子会社に関する事項
該当ありません。

9 親会社等との間の取引に関する事項
該当ありません。

10 会計参与に関する事項
該当ありません。

11 その他
該当ありません。

第164期末（2020年3月31日現在）貸借対照表

(単位：百万円)

科 目		金 額	科 目		金 額
(資 産 の 部)			(負 債 の 部)		
現 預 金	預 け	1,651,806	預 当 座	預 金	8,864,762
現 預 け		96,182	普 通 預 金		469,301
コ ー 一 ル	金 金	1,555,623	貯 蓄 預 金		6,090,612
買 入 金	口 一	1,101	貯 蓄 預 金		208,991
商 品 有 価 証	債 権	13,775	通 定 期 他 の 預 金		10,972
商 品 有 価 証	券 債	4,275	所 有 権 預 金		1,906,858
有 価 証	債 券	1,183	預 金		178,026
有 価 証	債 券	3,091	預 金		87,350
有 価 証	債 券	1,298,086	預 金		3,875
有 価 証	債 券	385,244	預 金		1,136
有 価 証	債 券	375,437	預 金		474,890
有 価 証	債 券	1,999	預 金		474,890
有 価 証	債 券	319,779	預 金		142
有 価 証	債 券	136,956	預 金		142
有 価 証	債 券	78,667	預 金		61,503
有 価 証	債 券	6,718,936	預 金		846
有 価 証	債 券	16,646	預 金		1,897
有 価 証	債 券	226,253	預 金		3,868
有 価 証	債 券	5,806,922	預 金		1,897
有 価 証	債 券	669,113	預 金		3,134
有 価 証	債 券	7,682	預 金		9,750
有 価 証	債 券	7,550	預 金		1,999
有 価 証	債 券	132	預 金		4,356
有 価 証	債 券	155,610	預 金		35,651
有 価 証	債 券	405	預 金		1,398
有 価 証	債 券	2,212	預 金		93
有 価 証	債 券	4,292	預 金		33
有 価 証	債 券	14,890	預 金		2,330
有 価 証	債 券	10,456	預 金		443
有 価 証	債 券	123,354	預 金		17,926
有 価 証	債 券	79,934	預 金		2,188
有 価 証	債 券	33,765	預 金		50,290
有 価 証	債 券	34,981	預 金		9,568,366
有 価 証	債 券	4,356	預 金		121,101
有 価 証	債 券	1,335	預 金		50,005
有 価 証	債 券	5,495	預 金		50,001
有 価 証	債 券	6,392	預 金		4
有 価 証	債 券	5,977	預 金		162,678
有 価 証	債 券	414	預 金		6,440
有 価 証	債 券	99	預 金		156,238
有 価 証	債 券	50,290	預 金		1,042
有 価 証	債 券	△25,192	預 金		155,195
有 価 証	債 券	9,962,798	預 金		△2,932
有 価 証	債 券		預 金		330,852
有 価 証	債 券		預 金		59,099
有 価 証	債 券		預 金		4,395
有 価 証	債 券		預 金		63,495
有 価 証	債 券		預 金		84
有 価 証	債 券		預 金		394,431
有 価 証	債 券		預 金		9,962,798

第164期 (2019年4月1日から
2020年3月31日まで) 損益計算書

(単位：百万円)

[illegible]

第164期末（2020年3月31日現在）連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け 金	1,652,447	預 金	8,855,838
コ ー ル ロ ー ン 及 び 買 入 手 形	1,101	譲 渡 性 預 金	75,996
買 入 金 銭 債 権	13,775	売 現 先 勘 定	3,875
商 品 有 価 証 券	4,275	債 券 貸 借 取 引 受 入 担 保 金	1,136
有 価 証 券	1,297,414	借 用 金	484,200
貸 出 金	6,659,161	外 国 為 替	142
外 国 為 替	7,682	そ の 他 負 債	81,105
リース債権及びリース投資資産	53,128	賞 与 引 当 金	1,604
そ の 他 資 産	193,230	株 式 給 付 引 当 金	93
有 形 固 定 資 産	80,924	退 職 給 付 に 係 る 負 債	636
建 物	33,782	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	2,330
土 地	34,985	ポ イ ン ト 引 当 金	450
リ ー ス 資 産	2,331	特 別 法 上 の 引 当 金	19
建 設 仮 勘 定	1,335	繰 延 税 金 負 債	18,655
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	8,489	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	2,188
無 形 固 定 資 産	6,490	支 払 承 諾	50,290
ソ フ ト ウ ェ ア	6,038	負 債 の 部 合 計	9,578,564
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	451	(純 資 産 の 部)	
繰 延 税 金 資 産	723	資 本 金	121,101
支 払 承 諾 見 返	50,290	資 本 剰 余 金	74,741
貸 倒 引 当 金	△32,604	利 益 剰 余 金	148,186
資 産 の 部 合 計	9,988,041	自 己 株 式	△2,927
		株 主 資 本 合 計	341,101
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	60,515
		土 地 再 評 価 差 額 金	4,395
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	△291
		そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	64,619
		新 株 予 約 権	84
		非 支 配 株 主 持 分	3,672
		純 資 産 の 部 合 計	409,476
		負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	9,988,041

独立監査人の監査報告書

2020年5月8日

株式会社北洋銀行
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
札幌事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	宮 田 世 紀 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	新 村 久 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社北洋銀行の2019年4月1日から2020年3月31日までの第164期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2020年5月8日

株式会社北洋銀行
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
札幌事務所

指定有限責任社員 公認会計士 宮 田 世 紀 ㊞
業 務 執 行 社 員
指定有限責任社員 公認会計士 新 村 久 ㊞
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社北洋銀行の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社北洋銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第164期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、当期の監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査方針、監査計画等に従い、取締役、監査部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

一 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な支店において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

二 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任あずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

三 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月8日

株式会社北洋銀行 監査役会

常 勤 監 査 役 藤 井 文 世 ㊞

常 勤 監 査 役 松 下 克 則 ㊞

常勤社外監査役 窪 田 毅 ㊞

社 外 監 査 役 野 島 誠 ㊞

社 外 監 査 役 本 間 公 祐 ㊞

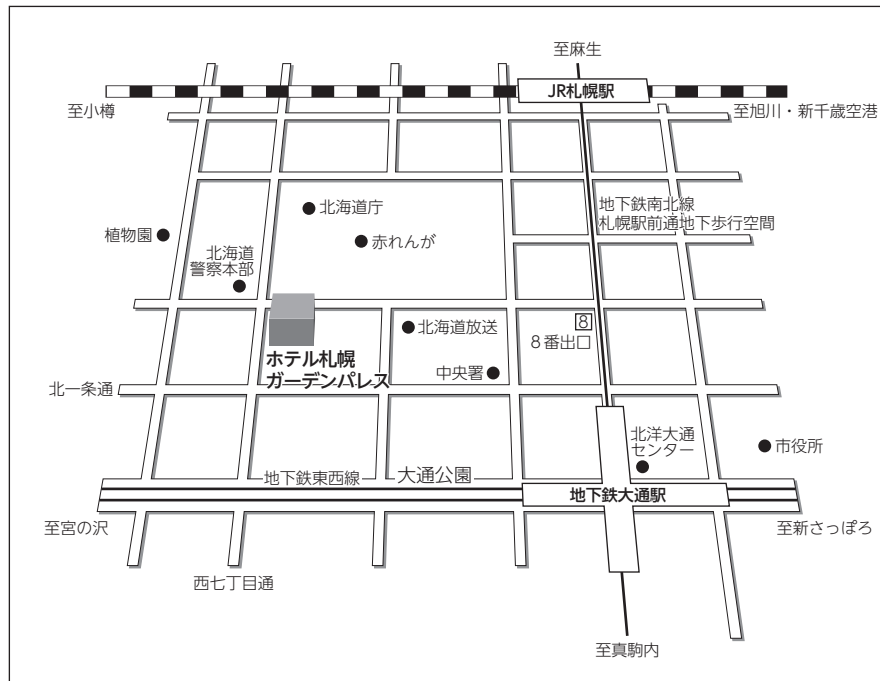
以 上

株主総会会場のご案内

会 場 札幌市中央区北1条西6丁目3番1号（道庁南側）
ホテル札幌ガーデンパレス 2階 「鳳凰」

交通のご案内 J R 札幌駅から徒歩7分
地下鉄 大通駅から徒歩5分
札幌駅前通地下歩行空間 8番出口から徒歩3分

<会場付近地図>



お願い：当日は駐車場をご用意しておりませんので、お車でのご来場
はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

株主総会にご出席の株主さまにお配りしておりました
お土産は、今回取りやめさせていただきます。
何卒、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

